

意匠分類記号	意匠分類の名称
D 6 - 5 1 8	他物品付き収納棚

対応する旧意匠分類		
移行方法...全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号		分類の名称 または 移行した物品
D 2 - 5 1 3	全	机付き収納棚及びテーブル付き収納棚
D 2 - 5 1 6 0	全	他物品付き収納棚
D 2 - 5 1 6 1	全	計量米びつ付き収納棚
H 4 - 1 3 0	一	スピーカーボックス等

参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
D 7 - 1 4 0	テーブル、机、カウンター
D 7 - 1 4 2	テーブル、机(机上棚付き又は袖引き出し付き型)
C 6 - 6 3 0	粉末及び固形食品供給器(旧C 6 - 6 3)
C 6 - 7 3	食器乾燥機(旧C 6 - 7 3)
H 7 - 6 2 台	テレビ受像機(旧H 4 - 3 4 台)

再掲載指示	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

この分類に含まれる物品		
ラジオ受信機付き整理棚	テレビ受像機付き整理棚	机付き整理棚
テーブル付き食器棚	計量米びつ付き整理棚	

定義

- ・電気製品、計量米びつ等の収納・載置以外の機能を果たす部分が組み込まれ又は結合されたもので、収納・載置の部分が、形態的に主要な要素の一つであるもの。ただし、机・テーブルと結合されたものは収納・載置部が主または同等に位置づけられるもの。
(パーティション及び相対的に小さな照明は他物品としない。)
- ・収納・載置部の形態の種類は問わない。

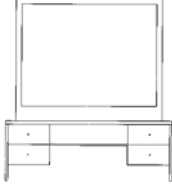
登録 1146660
蒸気排出装置付き収納庫



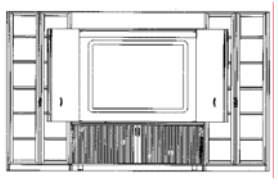
登録 1135390
モニター付き収納ボックス



登録 1136830
スクリーン付き整理棚

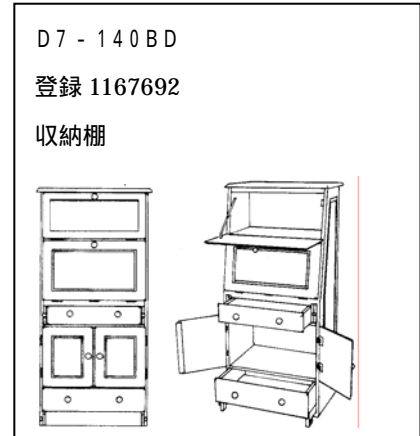
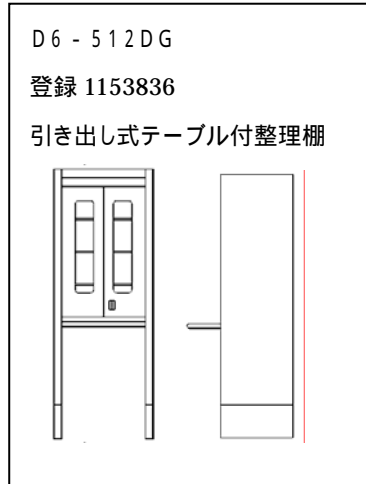
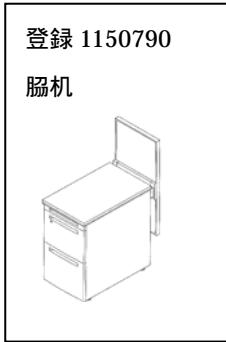


D2-5160 登録 1117688
会議室用キャビネット



他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

- ・作業台部分を有する「パソコンラック」はD7 - 14台のテーブル・机に分類。
 - ・パネル型テレビ用脚等のテレビに固着させる脚状のものはH7 - 629台に分類する。
 - ・パーティション及び相対的に小さな照明が組み込まれていても他物品付きとしない。
 - ・収納棚と机・テーブルが一体となっているものについて、机・テーブル部が主たるもの及び、机・テーブル部を収納部が支承しておらず、天板が独自の脚を有して自立している場合はD7 - 14台。特に、スライド式の小テーブルを備えるものはD6 - 512DG、スライド式以外の甲板(作業テーブル)の全体が格納されるもの(典型的には「ライティングビューロー」)はD7 - 140BD、机上に棚がついているものはD7 - 142FA。
- ここで「主たる」とは、収納部の開口面積の合計と、机・テーブルの天板面積の合計とを比較して決定する。



分類付与運用メモ(付与優先関係、懸案事項など)

- ・優先関係は、510 ~ 514 < 516 < 515 < 517 < 518
- ・家庭電化製品収納キャビネットと称するものでも、電気電子機器を構成する各種の機能別パーツユニットを電気電子機器として機能させるためにまとめて収納する棚状の枠体であって専用的形態特徴をもつものは、H1 - 030。(要検討)

過去に分類した物品の名称		